

会 議 録 目 次

平成 3 1 年第 1 回海田町議会定例会（第 4 日目）

平成 3 1 年 3 月 1 9 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	同意第 1 号	副町長の選任の同意について……………	4
日程第 2	第 12 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	7
日程第 3	第 13 号議案	平成 31 年度海田町一般会計予算……………	7
日程第 4	第 14 号議案	平成 31 年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	7
日程第 5	第 15 号議案	平成 31 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	7
日程第 6	第 16 号議案	平成 31 年度海田町介護保険特別会計予算……………	7
日程第 7	第 17 号議案	平成 31 年度海田町後期高齢者医療保険特別会計予算……………	7
日程第 8	第 18 号議案	平成 31 年度海田町水道事業会計予算……………	7
日程第 9	委員会提出議案第 2 号	町立中学校の完全給食実施に向けての要望決 議案について……………	18
	（閉	会）……………	36

平成31年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成31年3月19日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月19日 (火) 9時00分宣告 (第4日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長 | 丹 羽 勤 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長 | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長 | 山 崎 純 |
| 魅力づくり推進課長 | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長 | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長 | 近 森 茂 |
| 生 活 安 全 課 長 | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長 | 水 川 綾 子 |
| こ ど も 課 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長 | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長 | 早稲田 誠 |
| 会 計 管 理 者 | 中 下 義 博 |
| 教 育 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長 | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 森 原 宏 生 |
| 社 会 福 祉 課 主 幹 | 松 井 良 哲 |

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任 | 水 野 啓 太 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 同意第1号 副町長の選任の同意について
- 日程第2 第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第13号議案 平成31年度海田町一般会計予算
- 日程第4 第14号議案 平成31年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 第15号議案 平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 第16号議案 平成31年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第7 第17号議案 平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 第18号議案 平成31年度海田町水道事業会計予算
- 日程第9 委員会提出議案第2号 町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議案について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長、及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第9に至る各議案でございます。

この際、議長より皆さんに御報告を申し上げます。去る3月8日、総務文教委員会委員長から、委員会提出議案第1号、町立中学校完全給食実施に向けての要望決議案について撤回したいとの申し出がございましたので、会議規則第18条第1項、ただし書きの

規定により、議長において許可いたしましたので御報告を申し上げます。

また、去る3月13日に、総務文教委員会委員長より新たに議案が提出されましたので、併せて御報告を申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、同意第1号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。西田町長。

○町長（西田）改めまして、おはようございます。

同意第1号、副町長の選任の同意について。副町長であります胡家亮一さんが、平成31年3月31日をもって辞職することに伴い、副町長の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は櫻竜俊（さくらたつとし）さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）同意第1号、副町長の選任の同意について御説明いたします。議案書の1ページをお開きください。平成31年3月31日をもって胡家副町長が辞任することに伴いまして、新たに櫻竜俊さんを副町長として選任することについて同意をお願いするものでございます。

副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て、町長が選任するものでございます。任期は平成31年4月1日から4年でございます。

それでは、櫻竜俊さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和39年10月13日で、現在54歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和62年4月に広島県に採用され、昭和62年、土木建築部河川課、平成5年、人事委員会事務局管理課、平成9年、企画振興部地方課、平成13年、廿日市市へ広域行政推進室次長として派遣、平成15年、人事委員会事務局公務員室、平成19年、地域振興部地域振興対策局市町行財政室主査などを経て、平成22年、病院事業局県立病院課主査、平成23年同病院課主幹、平成25年、総務局研究開発課参事、平成28年から現在まで地域政策局市町行財政課参事として活躍されております。

このように広島県職員として培った幅広い経験や豊富な知識を持っておられる方でございます。また、広島県において要職を務められるとともに、地方自治体での経験もあり、その行政手腕は町長の補佐役としてその重責を十分に担うに適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）この選任について、私は反対するのではないんですが、今回、任期4年というふうに説明されました。前回も任期4年という説明をされながら、途中任期で2年、途中で辞任されるようなことが続いております。せっかく県から来られて、県とのパイプができる、やっと2年経って、そのパイプが出来上がったのに本人がいなくなる。こういうふうな方法でいつまでも続けていいんでしょうか。それについてどう思われますか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）退職まで、現在の副町長はあと1年ということでございまして、一般的には県職員の方が県庁以外の基礎自治体で退職を迎えられるということはございませんで、今回もその例に従ったものでございますけれども、この度後任の県職員の方も極めて有能なお方でありまして、十分に副町長の職責を果たすことができるというふうに考えているところでございます。

○議長（桑原）説明になっとるか。

（「なっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）説明になっていない。答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（丹羽）この件につきましては、県との人事異動の関係等もございますので、基本的にはそれに併せての交代ということにはなろうかと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それが悪いいうんじゃないんですが、4年という任期をもらって、2年で退任するような形での派遣をお願いすべきではないんじゃないか。そうじゃなくて、きちんとした、任期を全うするような方をお願いして、来ていただいて、その4年間でじっくりと積み重ねて県とのパイプを作っていくべきじゃないんですかということを申し上げてるんだって、それは県の人事の都合で辞めざるを得ない、帰らなきゃいけないということについては理解はしますけども、そういう方についてお願いをすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）県とのパイプということで4年お願いできる方というのは、確かにあ

ろうかと思います。今回もそうでございますが、代わられたからとって、パイプがなくなる訳でもございませんし、また幅広く、帰られてからも、いろんなお話等もできるかと思しますので、引き続き、そのパイプというのは強化してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）逆に職員の立場から見ても、せっかく来られて、職員の中でそのつながりを持てた、そうした中で2年経って、せっかく慣れたよなど、我々もそうです、副町長と結果的に話がうまくできるように、つながるようになった途端におられなくなる。また、一からそういう関係を作り上げなきゃいけない問題があると思しますので、その辺は今後のことにつけて、御考慮を願って、お願いをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今回の人事においては、広島県の人事異動の関係で進めさせていただいているとともに、今までの副町長の胡家さんの方にもしっかりパイプを作っていただきまして、その実績はきちっと我々も認識し、それを今後も更に進化させていく方向に覚悟でもってやっておりますし、功績は多大なものがございます。その功績の上に一步ずつ前へ進んでいくというのが大前提で事を進めるということでございますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第1号については、これに同意することと決定します。

この際、御紹介申し上げます。ただいま選任の同意を得ました櫻竜俊さんが本日来庁

されておりますので、本席に招致したいと思います。櫻さん、入場してください。

(櫻竜俊氏入場)

○議長(桑原) それでは、櫻さんより、発言の申し出がありますので、これを許します。

○(櫻) ただいま、副町長の御同意を賜りました櫻でございます。お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

この度の副町長選任の御同意は身に余る光栄であり、身の引き締まる思いと同時にその職責の重さを痛感している次第でございます。日本全国で人口減少や少子高齢化が進展し、また近年、自然災害が多発するなど大きく環境が変化している中、地方自治体はこうした状況に的確に対応し、地域の実情を踏まえながら質の高い行政サービスを提供していくことが求められております。

こうしたときに、海田町におきまして、副町長という重責を務めさせていただくことの重みを十分に認識し、もとより微力ではございますが、職員の皆様とともに、町長を補佐し、地域福祉の増進、海田町の発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

どうか議長をはじめ、議員の議会の皆様方におかれましては、格別の御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、選任の御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

○議長(桑原) 櫻さんには、副町長という重要な職務に対し、しっかりとお励みいただきたいと思います。どうぞ御退場ください。

(櫻竜俊氏退場)

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、日程第2、第12号議案から、日程第8、第18号議案までを一括議題といたします。

去る3月7日の本会議において、予算委員会に付託しました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、崎本委員長。

○13番(崎本) 予算委員会の報告を行います。予算委員長の崎本です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は平成31年3月7日付けで付託された案件を審査の結果、次のとおり決定いたしました。

海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件及び審査結果については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。

審査の結果でございますが、第12号議案から第13号議案、第15号議案及び第17号議案までについては、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

なお、第14号議案、第16号議案及び第18号議案については全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

討論があるようで、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田でございます。第12号議案、平成31年度海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

まず、改定の提案理由として、国民健康保険事業納付金の財源を確保するために税率を改定し、保険税を引き上げて、持続可能な制度として維持をすることになっております。しかし、国民健康保険制度に構造的な問題があるのは今や共通の認識となっております。加入者の所得は低いのに保険税は一番高い、この矛盾を解決し払える保険税にして町民の命と暮らしを守る国民健康保険制度に改善をすべきであります。

消費税が8パーセントになる直前、2014年と比べて、勤労者世帯の実質可処分所得は月平均45万円から43万円に、実質消費支出は月33万円から31万円に減っています。その一方で、食料品などの物価が上がっている。介護保険も昨年4月から上がり、今年の10月からは消費税も10パーセント増税が待ち構えております。入るものは減り、出ていくものは増えていく訳です。

今回の保険税の引き上げも昨年同様、国保の県単位化に伴うものです。海田町は被保険者1人当たりの保険収納必要額が平成28年度決算ベースで11万4,534円です。平成30年度は激変緩和措置適用後の保険料収納必要額は1人当たり11万7,226円で、平成28年度決算ベースと比べ、2,692円、2.35パーセントの増になっております。31年度は町独自の激変緩和措置を行った上の保険料収納必要額は12万277円と示されました。平成30年度に比べ、3,051円、2.6パーセントの引き上げで、28年度決算ベースで11万4,534円

に比べると、5,733円、5.01パーセントの引き上げです。

しかも、医療費は医療の高度化に伴い、毎年2パーセントの伸びがあるとされていますが、それは考慮されず、5年間の激変緩和措置が終わると大幅に保険税が上がることで予想されます。保険税の滞納、払えない世帯が増えて必要なときに必要な医療が受けられない人たちが出てきます。

もともと国保加入者は中小業者や高齢者など、所得の低い人が多いため、高い国保税が家計を圧迫し、苦しい生活を強いられています。払える国保税にするためには相互扶助の精神ではなく、国保法の1条に明記してある憲法25条の社会保障の制度として国や県が国保会計に思い切った財政措置をしなければ、まともな法的制度にはなりません。

今、進められている内容では、国民皆保険の制度の課題は解決をされないことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

平成30年4月より国民健康保険の運営が県単位化されたことは、将来にわたり、この制度を安定的に運営するための国の方針であります。町は6年かけて町独自の激変緩和措置を取り、各世帯の保険税の急激な増減を抑制することで町民の負担を考慮する努力をされています。よって、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第12号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、平成31年度海田町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はござい

ますか。反対討論。はい、討論があるようなので、これを許します。まず、反対討論。佐中議員。

○ 15 番（佐中） 15 番、佐中です。第 13 号議案、平成 31 年度一般会計予算について反対討論を行います。

国会では厚生労働省の毎月勤労統計の不正問題は政府の信用を根底から破壊をし、政府予算そのものの前提を揺るがす重大事態であります。予算委員会の中央公聴会において、公述人から統計不正の真相解明なくして、予算決定を判断できないとの意見が出されております。そして、政府が 10 月に狙う消費税 10 パーセントへの増税について、消費低迷、経済への打撃を懸念する意思が相次ぎ、増税中止、見送りを求める声が上がっております。

消費税増税は今からでも中止することができます。来年度予算案を、政府予算案に基づき、消費税 10 パーセント増税を前提に相当の知恵と工夫で編成されていることは資料 27 にもあったけれども、平成 31 年度予算の主な新規拡充事業と認識しておりますし、承知しております。

特に私は庁舎の建設場所の提案、第 4 次総合計画での位置付け、これまでの構想、基本計画、用地取得、そして町民への説明会、平成 31 年度では実施計画への取組は、短期間に並々ならぬ気持ちを持っております。

また、喫緊の課題では、人口増による待機児童、子育て支援の取組は他市町より、格段の努力と工夫は、委員会や議会への審議と報告は実情を明らかにしながら、最大限努力をされてきたことは痛いほど認識しておりますし、その対策も 31 年度に活かす方針も出されております。しかし、至るところに、関連した議案に消費税増税をもとに予算編成です。

今、もう一つは、町民の暮らしの困難、福祉、医療の機器、地域経済の衰退、災害復旧対策など、多くの課題に直面しながらも、町民の暮らしと福祉を守り、総合戦略に基づく、地方創生、人口減少対策に取り組んでおります。これも相当努力をされております。しかし、地方の頑張りに対して、国がこの消費税の重なる増税の度、この 30 年間の消費税は増税する度に企業の法人税、3 税の約 80 パーセントが減税、更に輸出戻し税を行い、全国でも八つの税務署が輸出戻し税のため、消費税の税収が赤字になっております。

こんな政治を国政も地方も認める方がおかしいと考えます。消費税を引き上げながら、

医療や介護の負担が増えつつあり、明日の暮らしが見えない、これが町民の生活の声、怨嗟の声を真正面から受け止め、改善をすべきであります。住民福祉の機関の役割を發揮し、住民の意思、民意を尊重し、暮らしを守る防波堤の役割を果たすべきであります。逆に、冷や水を浴びせようとしているではありませんか。

予算委員会で消費税増税は法律で決まっているから賛成すべきだという賛成討論がありました、それは行政担当の公務員が言う言葉で、政治家の議員が言う発言ではありません。法律で決まっているのなら、議案として提案をしないでください。私はその議案が、本当に今も将来も、今よりか少しでも良くなるものなら大賛成をいたします。しかし、切実な教育、子育ての願いを解決する弱者救済にプレミアム商品券などの提案は大いに結構ですが、10月からの消費税の10パーセント増税を逆手に取って押し付けているからであります。

つまりは、幼児教育無償化に加え、軽減税率で逆進性を緩和できると答弁をいたしました。保育料は既に所得に応じて段階的になっており、住民税非課税のひとり親世帯など免除されています。でも、このような世帯にも消費税増税分が重くのしかかるだけでは恩恵はありません。ほんの一部の例でもこれだけありますが、切実な教育、子育ての願を逆手に取って消費税増税を押し付けるのは止めるべきであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○9番（宗像） 9番、宗像です。第13号議案、平成31年度一般会計予算に関し、賛成の立場で討論いたします。

消費税が8パーセントから10パーセントに上がることは国の決定事項で、海田町の予算に関係することではございません。海田町の予算を否決するということは当面の海田町民に密接な予算、特に新年度は災害等の重要なものを含んでおり、それを否決することになり、海田町民の生活に直結した予算に、支障を来してまいります。

その上、各予算に計上されていることを、今まで苦勞されて予算を計上されていることを認めるという討論はございましたけれども、そういうのを認めるのであれば、当然としてこれを賛成すべき案件だと私は考えます。

また、国政の問題を町政の予算に持ち出すべきではないものと私は考えます。消費税の税率を上げることに疑義を生じるのであれば、国に対して要望書の提出を議会に発議、決議し、国に対して提示すべきであって、こういうことであれば、私も反対はいたしま

せんけれども、そういうことなしに町の予算をこのような重要な町政の予算を否決すべきではないと私は考えます。

よって、賛成の立場で討論いたしました。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。反対討論、兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。第13号議案、平成31年度一般会計予算に反対討論いたします。理由は庁舎建設事業の予算などが含まれている内容だからです。広島市東部地区連続立体交差事業の認可がまだ県からなされていないのに、来年度に土地購入費、解体費など、今現時点で、私は、時期尚早として認めることができません。

認知とは法律上の効力を完成させるものであるため、認可を受けずに行われた行為は無効となると辞書用語にあります。

今、事業認可がないと、東部連立に係る事業支障による早期庁舎移転は無効で、移転して庁舎を建てただけ、理解もなく、後付けの認可予算行為と、私は解釈いたします。

本筋や決められた枠から外れております。旧自治省の詳細な建設費用が算出できないうちは移転事業を進めることは望ましくないという行政事例に本町が当てはまり続け、その都度、私は異を唱えております。また、つい先日、慌てるように開催された庁舎住民説明会で示した事業金額は、1か月も経過しないうちに開催された予算委員会で、もう金額の変動が見られております。

私は、このままでは説明会に参加した人たちにも説明がつかなくなり、他の予算も認められなくなるから、その逸脱した予算でも町民に認めてもらうための説明を求めました。しかし、返ってきませんでした。これら予算委員会での一連を聞く町長は質疑者に理解を求める答弁どころか、一言も発することはありませんでした。

私は、庁舎移転そのものに反対しているということではなく、合庁を使われてません、もったいないから始まり、町がこれまで行っている手順や住民に説明などがつかない逸脱した行為に対しまして、またその予算の中に時期尚早と異議を唱え、反対いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。賛成討論、下岡議員。

○7番（下岡）7番、下岡です。ただいま平成31年度一般会計予算において、J R高架事業の認可前に庁舎移転事業費を計上することは不適切であるとの反対討論がなされましたが、用地取得及び県庁舎解体費の予算計上は適切であるとの立場で討論いたします。

執行部は県に譲受願を出す前の昨年11月、臨時議会で用地取得費の債務負担行為の議

決を求めた。当議会は全会一致で可決しており、この時点で取得費等の予算は成立した。よって、平成31年度当初予算への計上は当然である。この度の反対討論は、昨年11月、債務負担行為の議決に際して行われるべきであった。既に成立済の予算に対し、反対の議論をすることは何の意味もない。

なお、予算計上は単なる準備行為であり、本来の行為である予算執行、すなわち県への支払いは事業認可後に行われるのであるから、指摘は的を射ていない。スケジュール的に余裕がある、急ぐべきでないとの議論があるが、自治法第138条の2、執行機関は議会の議決した予算については、自らの判断と責任において誠実に執行すべき、の規定に従い、執行部には移転に向け、用地取得等を行う義務がある。

現庁舎の耐震性に疑問がある点を考慮すると、移転を急ぐべきである。執行部は新庁舎完成時期を平成33年7月頃と想定しているが、これから事業認可に二、三か月、県庁舎解体に7か月、新庁舎建設に17か月掛かることを考慮すると、厳しいスケジュールであり、相当な努力が必要である。

執行部が速やかに新庁舎建設手続を進めることを期待し、本予算案に賛成いたします。
皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第13号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席ください。起立多数と認めます。よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、平成31年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第14号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第14号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。はい、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第15議案、平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

国民健康保険の都道府県化がスタートして2年目を迎えました。都道府県化によって、県が各市町村に納付金を割り当て、市町村は住民から保険税や料を集め、県に納付する形で国保財政が運営されております。都道府県化によって、医療費給付費水準の高い自治体や、収納率が低い自治体が見える化され、市町村に給付の抑制や収納率向上などの圧力が加えられております。都道府県化の狙いは医療費の削減であり、今日の国保の危機を招いた元凶は国庫負担金の削減にあります。高い国保税、料を引き下げる道は、国庫負担金を増額して、市町村による一般会計繰入を増やすことです。そして、県が保険者となる以上、県の独自財源を投入すべきであります。

昨今、それゆえに全国知事会、全国市長会などの地方団体は被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。全国知事会が求めている公費1兆円の投入で、サラリーマン健康保険並みに保険料を引き下げることや、子どもが増えれば保険料も増える、応益負担割合の廃止を求める内容でございます。

払える保険料に対して、町民の命と健康を守る国民健康保険制度に改善すべきです。国保負担の増額は許せません、欠かせません。同時に、地方自治体が住民の暮らしを守る立場から財政負担に努力することも必要です。こうした観点から見て、参考資料として出された資料17で、県の激変緩和措置適用後の市町村標準保険料率から見ても増額となっております。資産割が下がっても所得割は上がっておりますし、後期高齢者支援金課税も上がっております。激変緩和措置の名の下に、このゴールに向けて税や料率の法制を変えながら、国保税の引き上げの多少前後はあるものの、国保税や料の引き上げをするエスカレーターに乗り、5年後、6年度には皆同じ市町村税や料で大幅な負担増に

なります。

介護分を入れ、国の方針どおり、法定外一般会計繰入金を解消、削減していくなら、毎年の保険料や税の値上げは避けられません。国に対して国庫負担の抜本的な引き上げと均等割廃止を求めるとともに、保険料の値上げを抑え、子育て世帯の均等割、軽減策の実施を強く求めて、反対討論を終わります。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。小田議員。

○1番（小田）1番、小田です。第15号議案、平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場より討論を行います。

この度の国保の県単位化は国保の財政運営を市町村単位から県単位にすることでございます。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、国保運営の安定化につなげることができます。今後、高齢化が進む中で、安定的な国民保険制度を維持していくためには必要な制度改正であったと考えます。

また、海田町民の国民健康保険税が増加することとなっているものの、急激な保険税の増とならないように、県の激変緩和措置に併せ、町独自の激変緩和措置も取られていることもあり、一定の配慮はなされていると考えます。今後とも、県と市町が連携して、引き続き、医療提供体制の整備や医療費の適正化に取り組んでいただくことを願って、賛成の立場から討論いたします。

皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。第15号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、平成31年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第16号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第16号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第16議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論、ございますか。反対討論でよろしいですか。討論があるようで、討論を許します。反対討論、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第17号議案、平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別医療を強いる、世界でも異例の医療制度です。2年ごとの保険料改定の見直しで、保険料の引き上げが続いております。高齢者の生活を見ると、年金の減額、消費税増税、医療費や介護の負担増など、厳しさを増しております。このままでは暮らしていけないとの悲鳴が届いております。そうした中で、国は更なる高齢者医療の改悪を行っております。

その一つが、後期高齢者医療制度の低所得者のための保険料軽減の特例が30年度から廃止をされました。高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは許せません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめております。町は国に対して、年齢に関わらず全ての町民が安心をして医療を受けられるような抜本的な医療制度の見直しを求めるべきであります。高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療保険制度とその基の軽減制度廃止に反対をいたします。

75歳になるまでは家族の扶養だった方は、均等割の9割の軽減が7割軽減に改悪されました。これまで軽減措置を実施することになったのは、後期高齢者医療制度そのものへの批判が強かったからです。何とか批判をかわそうと設けた軽減措置です。それなのに75歳になるまで扶養されていた人は、均等割が平成29年度7割軽減になり、平成30年

度は5割に縮小し、平成31年度以降は77歳以上になる軽減を廃止します。

後期高齢者医療保険は、広島県の平均保険料は平成30年度、平成31年度で、全国平均よりも高くなりました。年金が減らされ、高い保険料を払い、その上、高齢者への新たな負担は認められません。

政府は後期高齢者医療制度への国の予算を増額して、高齢者が安心して医療にかかれるようにすべきであることを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。第17号議案、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の被保険者が年々増加の中、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、後期高齢者医療制度は必要であり、その財源確保のためには、応益負担は必要不可欠だと考えます。

よって、第17号議案、平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算について賛成します。

以上で、賛成討論を終わります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第17号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成31年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第18号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第18号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、委員会提出議案第2号、町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。提案者より、提案理由の説明を求めます。総務文教委員会、大江委員長。

○5番（大江）町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議。現在、本町の町立中学校では生徒と保護者のつながりを深めていくことや、育ち盛りの中学生にあつて、質・量ともに対応できることなどから、中学生の昼食について弁当を持参することとしています。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化や就労形態の多様化など、様々な原因により、中学生を取り巻く生活環境が大きく変化しており、中学生における完全給食の実施については、平成28年度文部科学省の学校給食実施状況等調査でも83.7パーセントと高い率となっており、その実施率は年々上昇しているところです。

国においては、平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定されるなど、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において積極的に食育に取り組んでいくことが重要とされています。

町議会においても、多くの議員から町立中学校の完全給食を求める声が年々上がってきています。

以上のことを踏まえ、町立中学校において、食育を推進する観点からも町立中学校の全ての生徒に同じものを提供する完全給食の実施が必要です。

学校給食法では、学校設置者は学校給食の実施に努めなければならないと定めています。学校設置者である海田町の最高執行責任者の町長は、教育委員会と連携、協議の上、速やかに町立中学校の完全給食を実現するよう、強く要望します。

以上、決議します。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、ここで一番冒頭、保護者のつながりを深めていくことや、育ち盛りの中学生にあって、質・量ともに対応できることから、中学校の昼食について弁当持参をすること、こういうこと。要するに、個人差や保護者とのつながりということで、家庭を大事にしていくというか、育ち盛りの子どもの精神を大切にするというんか、親子の対話を求めると言いながら、何か切り離すような施策をやれと、こういうように感じるんだけど、親子の対話とか家庭の愛というのか、そういうことについて、提案者がどのように考えとるんかということの一つ聞きたいね。

二つ目には、下の方でこういうことを言うておられます。以上のことを踏まえ、町立中学校において、給食を推進する観点から、全ての中学生に同じものを完全給食すると。一方では個人差があると、こう言うとるんですね。生徒個々の個人差がある、育ち盛り云々。にも関わらず、同じものを提供する、どうもここにまた提案の矛盾を感じる。これはどういうふうに考えられておるのか。この矛盾についてお尋ねしたい。

同じ繰り返しにはなりますけども、先のPTAの代表者と議会との懇談会というか話し合いで、やはりPTAのほとんどの方から、先ほども言いましたような家庭の親子の対話、こういうことからいうて、やっぱり弁当を作ってやりたいと、今日のおかずはあれがおいしかったねとか、お母さん、明日は、また次はこんなものを作ってほしいなとか、そういう親子の対話ができる、これをもまた無視するようになるんじゃないか。このようなことについて、どのように提案者は考えておられるのか。

何かしら、ただただ、むやみやたらに、是が非でも給食をやれ、今の話だけで聞くと、提案の中に幾つか矛盾を感じるところがありながら、是が非でも給食を実施しろ、こう言うと、いろんな予算措置とかそのようなことについても提案者は考えてないんじゃないか、ただ給食ということの1点に視点がいつてもしょうとる。だから、こういうちぐはぐな文章になるんじゃないのかと、こんなように感ずるんじやが、以上の点についてお尋ねいたします。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）子どもの食生活の中心は家庭であり、その役割はいつの時代についても変わることはありません。しかしながら、近年、中学生の食においては朝食欠食や孤食などの課題に加えて、共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化など、社会情勢の変化により弁当を持参することが困難な場合や、栄養バランスの偏った食事など、適切な栄養を摂取できていない状態が危惧されています。

よって、先ほど、弁当を持参する親子のつながりとおっしゃっていましたが、以上の点でここで矛盾を感じるとおっしゃっていましたが、こういう観点から給食は必要であると。

それと、もう一つは、給食の主たる目的というのが、食育基本法では、子どもたちが生きる力、食を選択する力の習得、健全な食生活を実践すること、人間を育てるというふうになっていましたが、食育推進法基本計画は、更にそれをカロリー、栄養的な面、そういう面において、弁当では栄養面の偏り、いろんな面から考えられて、学校給食が必要である。そして、学校給食の中で、今、失われつつあるその日本の和の食文化、いろんなものを継承していこうということで、そういうものも学校給食をする目的となっております。それで、学校給食を推進しております。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）何かね、今の答弁になっていないよ。自分の言いたいことを言うだけで、わしの聞いたことの、ちょっとしっかり答弁してもらいたいよ。それで、何かしらんが、今も弁当がどうか言いながら、ましてや、栄養無視みたいな、何か訳の分からん答弁が入るとるんやね。

先ほど言いました、もう1回、繰り返しになりますが、その個人差がありながら、同じものを提供するということに違和感があると言うとる訳よね。これについて、どうなのか、何かしらんが、栄養無視してどうかする。訳が分からん。

それと、冒頭ありました。中学校の給食、弁当持参、親子のつながり大切、これはPTAの中からも出ておる、代表の方からも。先ほども言いましたが、親子の対話、こういうので、次はお母さんのものを作ってとかいうて、親子も非常に楽しい、これ、対話であったじゃないですか。これを無視して、家庭を崩壊させるようなことを率先して言うように聞こえるんよね。この辺の答弁が、先ほど聞いとるんやけど、返っとらんよね。もっと真面目な答弁をしてほしいなと。

いかにも、全体から、父兄から、給食やれと、一部だろうと思うんですよ。100パーセントじゃない。なぜかと言うたら、PTAとの対話で、先ほど来言うておりますような声があった。でも、全親から出とるんだと、是が非でもやれと、ここにも矛盾がある。矛盾だらけ。ちょっとその辺の説明を願いたい。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほどから、個人差があるとおっしゃっていましたが、個人差がある

から栄養のバランス、いろんな面において学校給食が必要だと考えています。学校給食は、それから100パーセントではないということでしたけども、ならば、全部弁当にしてほしいというのが100パーセントでしょうか。それも100パーセントでないと思います。

ですから、やはり、これは全ての児童が給食の実施、提供する完全給食の実施というのは、その全ての児童がその給食においていろんなことを学ぶ訳です。だから、本来、給食って食べるだけでなく、給食において食の習慣やいろんなことをその中で学び取っていくということが目的になっていますので、食べることでなくて、その給食を通して人間形成とか、食育の、どこで食べ物が取られているとか、社会の役割とか、いろんな勉強をその給食を通してすることです。

ですから、全ての児童が同じ給食を食べながら、それを学んでいくということで、ここで答弁しています。

○議長（桑原）大江議員、P T Aのその意見交換会の中で、弁当が望ましいという声がたくさんあったということはありませんでしたね。そのことについて、何パーセントの人がどうかということ为先ほど意見書の中にありましたけども、本当に今の食育の中でそれを求められているのかという質問だったと思うんですが、この件について。大江議員。

○5番（大江）私の認知の違いかも知れませんが、弁当持参というのはP T Aの中で、ほとんどの方がそういうことではなかったと思います。1人の方は確かに声を上げられました。でも、それは個人的な意見であって、P T Aの代表としてそれらの集約をしての給食の意見ではなかったと思います。

○議長（桑原）もう1点、個人差の中で同じものを提供することがどうなのかという問いがあったと思いますけど、その件について。大江議員。

○5番（大江）個人差があるということは、やはり栄養の偏りとかがいろんな面がありますので、今、学校基本法では食育の分で、やはり偏りではなくて栄養バランス、育ち盛り子どもたちに栄養バランスということで、全ての児童に同じものの成長段階にある子どもたちに提供するというので発言しました。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○9番（宗像）まず、何点かお聞きします。提案者に対して、失礼なことを先ほど答弁されています。バランスが取れていない食事、これは親に対して最低失礼でしょう。まず、それは訂正すべき案件じゃないかと思います。それから、習慣については学校がやれ、そうじゃなくて習慣そのものって、本来は親がそれを子どもにしつけていくべきであっ

て、あくまで学校はそれを補完的なことをする場所であると。その辺の認識は大きく違うんじゃないんですか。それについて答弁を求めるとともに、まず最初に、これを提案された、この提案書を読んで提案理由に変えるんなら、それはそれで結構です。それが全くない状態で、提案理由の説明を全くされていません。

ましてや、これ、個人さんが出された決議案ではございません。委員会として提出されております。あなたは委員長として提案されているはずです。当然、そうであればその委員会の中で、こういうことがありました、その報告をまず先にすべき案件じゃないんですか。それもされずに、個人の決議案と同じような方向でぽっと出される。これは手続そのものが間違っておりませんか。まず、それについて聞きます。

当然、委員会の中の審議内容について、誰がこの決議案の原案を出されたのか分かりませんけれども、それに対してどのような審議をして、どのような過程で、その裏付けにどのようなことをもって審議されたのか、これは委員長として責任を問います。委員長の責任ではなくて、委員長として審議内容について問うものでございます。

次に3点目、これはもうさっきのを入れますと、5点目になりますが、一度出された原案を引き下げて、再度提出されております。特に最後のところは、中身は変わっております。それほど安易な決議案だったんですか。それは違うんじゃないんですか。出す前に、相当審議をされて、中身を審査して、本来は上げてくるべき案件だと思います。最初から、これをすべきだという個人の思いで出された案件じゃないんですか。そんな思いがしてなりません。それについて説明を求めます。

それから、あくまでこれは裏付けです。前田議員に対してもきちんと答弁をされていません。けれども、委員会としてこの案を提出されたのであれば、当然にそのバックにそれなりの調査を行っているはずですが、保護者からどの程度の要望があったか、個人的に聞かれた話じゃないんですよ。当然、それを委員会として出されて、個人で出されている決議案であれば、私はそこまで質問しません。

当然、教育委員会がした調査の中に、それが納得できんのであれば、まずそれならば、再度こういう調査をすべきだという発議を出した上で、この決議案を出すべきと、私は、考えます。そうでなかったら、再度、教育委員会がアンケートを取られたその案件に対し、再集計を行うよう指示をまず出すべきであると。何もしないで、これをすんなり通したのか、その過程が全く分からない。委員長としての責任に対して問うものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）5番目の調査研究の発議をした上で、アンケートの案件に対してということですけども、アンケートの案件はデリバリーのアンケートを取られたところのアンケート用紙を全部調査し、コピーし、デリバリーのアンケートでしたから、白紙のところの記入欄、自由記入欄のところの給食を求める声はかなりその中で見られたということで、住民の声がほとんどそういうふうに見られていると。アンケートがデリバリーのためのアンケートであったために、それに答えるしかなかったという意見をほとんど聞いており、ほとんどといっても、私の知る限りでは聞いております。

それから、ほかの委員の方もそれぞれ声を拾っています。それで、この度の、今のアンケートの結果はそういう結果です。

それと、下げた原案を再度中身が変わっているとおっしゃっていましたが、それは、ただ言葉の技法が少し違ってまして、ほとんど内容的には変わっておりません。

それから、裏付けとして、総務文教委員会では最初はデリバリーであるとかいろいろな意見がありましたけども、視察の方に、デリバリーの視察も行きましたし、それから、センター方式の方の広島アグリの方のセンター方式も行きました。それらを全部行った上で、これなら自校とあまり変わりなくて行けるんじゃないかという思いの中から、総務文教委員会としては、そういう思いの中で、この度、じゃ、これを出そうかというふうになりました。

それから、委員会としてどういうふうな発言が出たかというのは先ほどおっしゃったように、今までは決議案を出す自体をまだそういうところまで至っておりませんでしたけども、最終的なセンター方式の施設を見学して、これならいける、これをやってもらおう。しかし、個人的な名前は出されないということから、そこは消しております。

以上です。

○議長（桑原）大江議員、バランスの取れていない親の弁当ということについて、失礼ではないかという質問がありましたが、これに対してどうですか。大江議員。

○5番（大江）言葉がすみません。バランスが取れていないということではなくて、子どもの好きなおかずとかが多く入りつつあるということが多いことで、バランスが取れないと、親は一生懸命作っているのは分かっております。でも、今は食育の方から、カロチンとかビタミンCとか、いろんなあらゆる栄養素の文面からバランスという言葉を使っていました。ですから、全部の今、食育推進法ではそういう食育の中の食べ物に対

しての栄養源、栄養源を詳しく調査して、そういうものをできるだけ摂るようにということで、このバランスというのは、どうしても弁当であれば子どもの好きなから揚げとかいろんなものが偏っていくという意味でのバランスがとれていないというふうに表示しました。申し訳ありません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、そのバランスが取れていない偏っている、今、バランスが取れてない、偏っているという言葉に変えられました。どの程度、偏っているか調査しているんですか。まず、それがなされていないでしょう。それと、先ほど、どのような調査をされたんですかといったら、再調査をしました。じゃ、何パーセントがその給食を要求しておるか、パーセンテージまでちゃんとチェックしているんですか。数値をきちんとこういうときには出すべきでしょう。その結果、私の知る限り、それはおかしいんじゃないんですか、委員会として。本来であれば私の知る限りであれば、個人的に発議をするべきで委員会でやるべきではないと思いますが、それについてどうですか。

先ほど、提案理由、説明を求めたんですが、提案理由、これを読み上げることが提案なんですか。私はそうじゃなくて、委員会で出す以上は、少なくともこういう審議をしてきて、先ほど申し上げたのは、こういう審議をして、こういうことがあって、こういうふうな形で調査した結果、こうあると。その結果、こういうふうに提案したと説明すべきじゃないんですかとお聞きしたはずです。それについて答弁なされていないです。

私が先ほどからお聞きしていることに対して半分も答弁が返ってきていないです。責任を持った答弁をまずお願いしたい。

先ほど、調査された調査でアグリ、デリバリー。これ、やる現場しか見に行っていないで。本来であれば反対の部分、弁当をやっているところが、どういういいものがあるか、そういうものは調査比較すべき案件じゃないんですか。片方いいものばかり、片方ばかり見て、初めからありきでこういう議論をされているのではないんですか。ありきではなくて、きちんとやっぱり右と左を比べて精査して、その上でそれを委員会の中でやって、個人が発案しているんじゃないんですからね。委員会として発案されている以上は、そういうものはきちんとした、そういうものを示した上で、当然この案を出すべきだと私は思います。これが委員会の責任であり、委員長としても最大限の責務だと、私はと思いますが、それについて提案者はどのようにお考えですか。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、お聞きしたいんですけど、では、そちらの方はいろんな意味で。

○議長（桑原）質問はできませんから、それはやめてください。大江議員。

○5番（大江）審議内容は先ほどおっしゃいましたように、視察にデリバリーに行って、その後で皆さんとデリバリーではやはり冷たい、確かに味はいいかも分からないけども、これを自分たちの町に取り入れたときには、かなり委託金とかいろんな問題で難しいんじゃないか、以前、失敗しているからというふうな話し合いもしました。

そして、それではということで、しばらくは総務文教委員会の方では給食は、まあまあ、なっていましたけども、先ほど言ったように、そのセンターにまず行ってみました。そしたら、これでいけると、先ほども言いました。

先ほど、その弁当とかそういうのも見学に行ったのかということでしたけども、弁当は、ほとんど見学には行っておりませんが、弁当の中身に関しては全部が全部ではありませんが、やはり、これはいろんな保護者の意見からです、保護者から聞いたことですけども、総務文教委員会の方々もそうですけども、やはりそれは、冷凍ものが入っていたりと、確かに親の手づくりではありますけども、いろんな意味でそこでそういう意見が出ました。そして、今、親の軽減というんですか、社会情勢の中で、働く女性が増えている中で、やはり必要ではないかということで、親の求めている声が大きいですということで、総務文教委員会の方に声が上がってきました。それで、今回は、これだけ声が上がっているなら出そうということで出した訳です。

現場しか見ていないということですけども、確かに今上げられることは、センター方式、デリバリー方式、中学校で弁当を申し込んでいる弁当を注文するとかいうことですけども、一番、学校給食ではデリバリー、センター、自校というふうになっております。自校は小学校でやっていますので、ほとんど分かっている状態ですので、あとはデリバリーとセンター方式、その後も皆さんいろいろ広島市方式とかいろんな勉強をしましたけども、結論、とにかく、要は、今調査研究、教育委員会がしているということです、あとは執行部がそれを考えていただければと思って決議案を出しました。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）今、いろいろ委員の方、説明をされましたが、しきりに総務文教委員会で勉強されて、早急にこういう決議というか案まで出されたと言われますが、ちょっとお聞きしますが、副委員長は多分大高下さんと思いますが、大高下さんはこの件について、今、いろいろ説明がありましたが、それ以上に、何か重大な、皆さんが勉強されて重大

なことがあってこういうことを出されたかどうか、ちょっと副委員長に聞いてみたいんですが、どうですか。

○議長（桑原）大高下議員。

○４番（大高下）先ほど、大江委員長からあったように、いろんなことの話し合いをしてまいりました。それで、ほんまの狙いとしては、是非とも教育委員会とか町長に、何とかこの学校給食に向けての思いを伝えたいというので、今回、総務文教委員会として出させていただきました。

○議長（桑原）ほかにございますか。住吉議員。

○８番（住吉）私は、給食、本来は賛成なんですけども、委員長の答弁を聞いて、ちょっと疑問に思う点がございまして、あれこれ、聞いてまいりたいと思います。

まず、議会とＰＴＡとの懇談会、あるいはデリバリーに関するアンケートの記入欄を見て、完全給食を望まれる方が多いという御答弁をされたかと思いますが、中学校２校のＰＴＡには総務文教委員会として調査されたんでしょうか。

第２点、完全給食、自校式の給食に関して、小学校でやっているから分かっていますと言いましたが、現在の町内の小学校に対して総務文教委員会として給食の調査をされたんでしょうか。

第３点、やはり、何度聞いても腑に落ちません。バランスが取れていない、冷凍食品が多い、これはやはり保護者に対して無礼極まりない答弁だと思います。議員としての資質に関わるものではないかと思います。

では、逆にそれが事実だとして、その子どもが好きなものばかり入れている弁当というのは、現在、何割程度でしょうか。

○議長（桑原）大江議員。

○５番（大江）中学校の２校調査は行っておりません。ですが、以前、西中学校からは給食の件については、是非ともやってほしいということが出ておりました。それから、海中の方も、保護者がまだ声を上げていませんが、これは調査していませんから、どうとも言えません。

小学校給食というのは、ほとんど皆さんが給食の経験をされているので、どんなものか分かっているということで、これも正直言って調査しておりません。

バランスが取れていないというのは、バランスという表現がちょっとまずいんですけども、弁当一つ一つを見た場合に、ほとんど調査の方、私の調査ではありませんが、そ

れぞれの調査では偏りがあるということで、給食の方が好ましいと。ですから、文部科学省も、できるだけ、中学校給食をするようにというふうなことをおっしゃっています。

そういう意味で、バランスという表現はまずいと思ったんですが、すみません。バランスというよりも、どうしても偏る、栄養が偏るということです。ですから、その弁当ですかね、そのバランスの分は、全般的にほとんどの弁当の調査結果というんではないんですが、弁当を持参されている、それぞれ国、県とかが調査したときに、どうしてもそれは確かに親の愛情弁当ではあるけども、偏りがあるというふうな表現の項目がありましたので、どこの項目だったか覚えていませんが、それを取らせていただきました。

それと、弁当は何割か、好きな弁当は何割かっていいんですが、それも好みのカロリー的なものは分かりませんが、これも調査はしておりません。

ですが、それぞれの、私たちは住民の代表でありますので、総務文教委員会のそれぞれの委員が耳にして早く要望を求めています。請願書を出そうか、署名をしようかという声があります。という声をもとに、やはり今これは声を上げるべきと思って決議案を出させていただきました。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確かにPTA要望の中には西中の方から給食を実施してほしいという声が上がっております。委員長も認められましたように、海中からはまだそのような要望は出ておりません。そういった中において、なぜ委員会として独自に中学校の両校のPTAに対して調査をしなかったのか。特に、西中はPTA独自でアンケートを取られております。まず、そういった事実も把握されていなかったんでしょうか。

第2点、小学校の給食は経験しているから調査していません。我々が経験したのは何十年前の話ですか。それよりもまず気になったのは、中学校で完全給食を求めるのであれば、他の市町において完全給食を実施している中学校も見べきではなかったのか。

どうも、先ほど来から委員長の答弁を聞いていると、センター方式の業者のところに行って、これを出した。そういうふうにしか聞こえないんですよね。ここに書いてある趣旨と、委員長の答弁の趣旨が全然違っておりますが、これはどういったことでしょうか。

第3点、やはり気になります。偏っている、冷凍食品が多い、何かの調査でそれを見た。おそろしく曖昧な答弁になっていきますよね。これは宗像議員も指摘しておりましたが、総務文教委員会としてこの決議案を提出されているはずで。委員長個人の提出で

はありません。その辺も調査せずに、そのような答弁がなされるというのは、一体どういうことでしょうか。

それともう1点、これはご存じないかと思います。西中学校の卒業式において、答辞を述べた生徒、泣きじゃくりながら言いました。3年間、弁当を作ってくれてありがとうございました。それを聞いて、私、ふと思ったんですね。まず、子どもの意見を聞いているのでしょうか。

以上、4点。

○議長（桑原）総務文教委員会のメンバーの方、決議をされているわけですから、答弁できるところがあれば答弁してください。はい、大江議員。

○5番（大江）今、全てのことの総括なんですけども、それらの下、全部を含めて、総務文教委員会としては、教育委員会が調査研究をしております、そして、町長がそれを総合的に判断するということでしたので、私たちは、この全てその調査研究が速やかに行われて給食ができるようにということで、調査研究は教育委員会が現在やっております、今5年経っています。それがまだ調査研究が全然発表されていないということから、私たちは、もっと早く調査研究をして、これを実現してほしいということで出しております。ですから、今、研究不足だとおっしゃっています。確かにそうですけども、これはもっと教育委員会と町長部局がこのことに関して真摯に受けて調査研究をしてくださいということの、その要望が強いために、このような要望書を出した訳です。

○議長（桑原）ほかの市町の実情をなぜ調査できていないのかという質問がありましたが、どうですか。大江議員。

○5番（大江）ほかの市町の調査は、すみません、皆さんそれぞれ耳で情報として聞いたことで調査という形になっております。

それから、お弁当、保護者と子どもとのことですけども、子どもはほとんどのアンケートでは弁当を望んでおります。でも、今、親は社会情勢の中で、働くのがすごく多い女性進出になって、親は子どもが言うから弁当をする、しかし、給食ができればそちらの方をしたいという要望もかなり出ております。

ですから、子どもの意見を聞けば弁当です、確かに。でも、保護者の場合は、今のような社会情勢の中では給食があると助かるということも聞いております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）委員長の答弁、おかしいでしょう。教育委員会が5年研究して、調査がど

うのこの。今の答弁だったら、この決議案の中身、がらっと変わりますよ。早急に結論を出している決議の話になっちゃうじゃないですか。これは完全給食の実施を求める決議ですよ。教育委員会と町長との関係は全然関係ないでしょう、本来は。今の答弁を聞いていると、趣旨としては、結論を執行部が早く出せという意味なんですか。そうなってくると、この決議案の中身はがらっと変わりますが、それでよろしいですか。

先ほど来、調査していない、調査していないとおっしゃっておりますが、委員会として2年間一体何をやってたのか。あなたは委員長ですよ。先ほど来の答弁を聞いていると、委員会としての答えではなくて、大江議員個人の答弁が非常に多い。そういう曖昧な考えで、この決議案を出されたんですか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。私も総務文教委員なので。この決議を出したのは、中学校給食を実施してほしいということで、なかなか実施ができない理由いうんか、経費が多額に掛かる、初期経費が掛かる、ランニングコストが大きいというふうなので、なかなか執行部の方も踏み切れなかったんですけども、私たちは今のこの全国の流れというんですか、どんどん中学校給食を実施して、保護者の負担を減らすというふうなので、子どもたちを育てるいうんか、それを社会全体でやっていこうというふうな流れが今はあると思うんです。そういうふうな中で、一日も早い給食、自校方式いうんか、それが一番望ましいんだけど、なかなか経費が掛かるということで、私たち総務文教委員会としても、いろいろ調査をして、こういうできるようなやり方、方法、現実的にできるような方法、そういうふうなのをいろいろ調査して、今回、一日も早い完全給食の実施というふうなものを望んで、こういうふうなことを出した次第であります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）さっきから聞きよって、今の答弁にしても、私はよう理解できないんです。議員の有志が個人的にそういう思いで出される問題と、それから総務文教委員会として出される問題、これは切り離すべきだと。総務文教委員会が出される以上は、当然、保護者のアンケートの分析、子どもの分析、実際にやられている学校の意見を聞くとか、本来、教育委員会がすべき案件もあえてやった上で、こういう発議を出される案件だと私は思います。

そういう意味で、先ほどから委員長に、何度か委員長としての責務はどうなっている

んですかとお聞きしているんですが、一度もその答弁がない。大事なことを忘れているんじゃないかなと。

もし、委員会でやられて、先ほどの委員長の答弁になりますけども、この調査研究がいつまで経っても発表されないのであれば、まず、委員会としてステップは、その調査研究をいついつまでに発表しなさい、そういう発議をした上でこれを委員会として出すべきだと。そういうことをなされずにぼんと出してくる。そういう意味では、住吉議員も言いよったように、委員長のエゴしか考えられないんじゃないかと、そんなふうにか見えない。それをどういうふうに考えているんですかという質問を僕もしているし、住吉議員もしている。それについて、全く答弁はなされていない。委員長の責務について、先ほど来、何度もお聞きしているんですが、それについて、答弁を求めます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）確かに総務文教委員会として給食オンリーで調査をしておりません。それぞれの議員が、住民の情報をキャッチしながら、その高まりを受けて今回出しております。それも、今まで一般質問などで皆さんいろんな議員がされた中で、なかなかその実行性がないということで、先ほど言われたように、ここに速やかに町立中学校の給食を実現するよう要望しています。

それはなぜ、日付とか何月何日という規定を設けてないのかとおっしゃっていますが、先ほど、いついつまでということをおっしゃっていましたが、これは、今の防災とかいろんな問題で、それはちょっと難しいと思いますので、ここに速やかにという表現に変えさせていただいています。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）もうちょっと聞かれたことに答えて、そんだけのことを出されたから、調査研究されましたかいうたら、人のうわさ話を聞いてそれを元に出されたら、それがほんまか嘘かは知りませんが、答弁のする中で、行き詰ったら、皆さんのうわさ話じゃどうのこうのというような意見を聞いて、こういう要望書とか出されるのは、まだわしは早いと思うんじやが、もうちょっときちっと調査研究して、皆さんの意見を聞いて、じかにですよ、うわさ話や何じゃかんじやで、こういうことを出されるのは、わしは時期尚早じゃ思うんじやが、その点について、委員長はどう思われますか。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）総務文教委員会として出したのは、これはいろんな中学校給食を求めている

る議員さんもかなりおられます。その中のまず一つの手だてとして、この方法で出させていただきました。ですから、今後、これを出した以上、これからその調査研究をしっかりとやっていきたいと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。読み上げて、提案理由という考えでいくなれば、保護者と生徒とつながりを深めていくこと、育ち盛りの中学生、これが大事なんだけど、中学校において、今後、食育を推進する観点から、今後のことですね、最低限、生徒には同じものを提供する完全給食の実施が必要であるんだということを、中学校の完全給食を実施するよう要望するという決議案でいいんでしょう。それでいいんでしょう。どうでしょうか。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そういうことです。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなので、反対討論から許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。完全給食を求める発議に反対の立場で討論します。現在、海田町の中学校では弁当が原則です。弁当は保護者である親が子どものために作るのが原則、子どもは親が育てるのが大原則で、その補完的要素で国が国民に平等に教育を受けることができ、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家、及び社会の形成者として必要な施設を備えた心身共に健康な国民育成するために義務を課しております。

しかし、衣食住については、親が育てる大原則の中に入るものであり、当然な負担だと言わざるを得ません。いろんな思いを持って、子どもたちに対して愛情の表現の一つでもあります。親の忙しい中、子どものために弁当を作ること、保護者にとって大変な負担かもしれません。しかし、必ず子どもはその背中を見ております。

自分のことで申し訳ございませんが、私も中学、高校時代、親が弁当を作ってくれました。特に私の家は朝が忙しく、ほとんど時間の取れない中、一生懸命、親が弁当を作って、常にその背中を私に見せてくださいました。その思いは、未だに忘れておりません。同じようなことを逆に子どもたちにもしてやりました。本当に大変なことだと思います。

現在は、中学生になれば、クラブ、塾、友達との付き合い、いろんなことで保護者との会話が少なくなってまいります。弁当は、そのような中、大切な会話であり、きっかけでもあります。保護者は弁当を残せば、当然に、体の調子が悪いのか、それとも何かあったのかと、会話のきっかけになり、子どもから今日の弁当はおいしかったよとか、少しはおかずを考えてよとか、何かしらの会話ができるのではないのでしょうか。

次に、多くのものが進級する高校では、特に県内の高校では一部学食はあっても、給食は行われておりません。当然に弁当となります。高校に上がれば、中学以上に子どもの自意識は目覚めており、多感な時期で気になることに対する反発はより大きなものになっていると思います。また、保護者の方もそれだけ年を取られるということは、社会的にも相当忙しくなっていて、朝の時間がますます大変になっている中、急に高校に入って弁当を作ることは大変で、そのためにも時間が取れるようになっておく必要があるのではないのでしょうか。早い時期からですね。

しかしながら、勤務時間の関係や体調など、家庭の事情でどうしても弁当の作れない家庭はございます。そのような家庭に対しての支援は必ず必要で、そのことをまず今の段階では考えるべきではないのでしょうか。

また、先ほど来、委員長に対し、提案者に対し、いろんな質問をした結果、委員会としての責務、委員会としての提案理由が明確に述べられておりません。このような状況の中、本当にこういうことに賛成してよろしいのでしょうか。本来であれば、当然、委員会として提出される以上は、個人が提出するんではございませんので、そのバックに親からの要望書、それからアンケート調査等の分析結果、個々にそういう調査をきちんとして行い、ただ、業者がやっている弁当を見て、業者が出てくる弁当を食べた、それだけでは調査研究にならない。そう思い、私はこの発議に対して、現在のところは反対いたします。

これをもって、反対討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議案について、賛成の立場で討論いたします。

委員会としては、確かに皆様のおっしゃるとおり、調査不足の部分もあるかと思えます。しかしながら、小学生の子どもたちに対して、今の給食のお話をいろんな子どもたちとしていく中で、子どもたちは、給食はとてもおいしい、みんなで同じものを一緒に

食べれるという幸せというものを私は聞いております。

そういった子どもたちの気持ちが、6年間の義務教育の中で、給食という中で、一緒のものを食べて6年間義務教育の中で過ごしていくということであるならば、その次の中学校3年の義務教育の中でも同じ状況を作ってあげること、行政としては、子どもたちの気持ちを大切にすべきだと思い、賛成の立場といたします。

御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。反対討論、住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。副議長になって以来、討論は遠慮しておりますが、今日は、若干、堪忍袋の緒が切れましたので、反対の立場で討論させていただきます。

私は、本来、中学校の給食には賛成です。過去には選択制デリバリー給食の実施を求めた一般質問の再質問の中においても、本来は自校式完全給食を求めるのが筋であるが、選択制デリバリーを求めるのは不本意であると述べました。ですから、本来であれば、この決議案に、委員会決議に対して賛成すべきなのでしょうが、先ほど来、答弁を聞いておりますと、調査がなされていない。特に完全給食の一番最高の形である自校式給食に関して何ら調査がなされていない。これに対しても疑義を挟まざるを得ません。

第2点、先ほど来、答弁において、あまりにも保護者に対して失礼な答弁が多すぎる。これはあまりにも保護者の作る弁当がよろしくないと決めつけてかかっている。そういった趣旨において決議案を出されたとは思えません。

そして第3点、委員会としてPTAの声を全く聞いていない。本来であればまずそこをやるべきであると思います。そしてなおかつ、子どもたちからも意見を聞くべきであった。委員会としての決議案を出すのであれば、完璧なる調査、できる限りの調査、私が言ったことは全く難しいことではありません。町内における調査でありますから、いくらでも時間はあったはずですが。にも関わらず、最低限の調査を行わず、ましてや完全給食の実施と言いながら、どうも聞いている答弁はセンター方式ばかりであり、自校式に関して何ら述べられておりません。したがって、調査不足並びにあまりにも安易に、自分たちが調査をしたセンター方式の業者の弁当がうまかったから、それだけの理由でこの決議案を出したとしか考えられません。

そして、何よりも保護者に対してあまりにも無礼極まりない。そういった趣旨で出されたと判断いたしまして、本来であれば私は、中学校の完全給食に賛成ではありますが、以上の理由により反対いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。委員会提出議案第2号を、原案のとおり決するに皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。ここで、3月31日をもって退任されます胡家副町長から発言の申し出がございますので、これを許します。副町長。

○副町長（胡家）お許しをいただき、退任に当たっての御挨拶を一言申し上げます。

平成28年4月より3年にわたって海田町行政に携わってまいりましたが、今月末をもって退任することとなりました。これまで議会の皆様から様々に叱咤激励をいただき、ここまで務めることができました。県の人事異動によるものとはいえ、任期半ばで副町長の任を離れることについては、心苦しくも思っております。

この3年間を振り返ってみますと、まず、役場の庁舎移転については、基本構想の予算化から始まり、広島市東部地区連続立体交差事業の関係団体の合意を経て、先般、新庁舎整備事業の取組について、町民説明会にまでこぎつけることができました。

また、これまでの間、議会の皆様方と議論を重ね、現在、実施設計に至っていることを感慨深く思っております。着工の槌音を聞くことなくこの地を離れますことは、大変心残りではございますが、町民の安全・安心のため、事業が円滑が進むことを切に願っています。

また、子育て支援施策についても、本町を取り巻く情勢が好転する中で、町立保育所の統合、一部民営化、ネウボラの開設、民間保育所の新設、放課後児童クラブの民間委託など、矢継ぎ早の施策展開を職員の皆さんが歯を食いしばって頑張ってくれました。西田町政の目指す暮らしやすい町への好循環づくり、私もわずかではございますが、お手伝いすることができ、うれしく思っております。

そして、何より、昨年7月の豪雨災害、私にとっても大きな試練でございました。経

験のない厳しい気象状況の中で、海田町も大きな被害を受け、被災者の皆様にも計り知れない苦しみを与えました。

そうした中で、発災直後、町職員は、町長の陣頭指揮の下、昼夜を問わず献身的に困難な業務に当たってくれました。そして、その後も今日に至るまで被災者支援、災害廃棄物処理、災害復旧など、膨大な業務を黙々とこなしてくれています。私は、こうした海田町職員の姿を誇りに思っております。被災者の方々が、少しでも早く災害前の生活を取り戻せるよう、また再度災害を防ぐため、地方行政にはまだ多くの仕事が残されております。

議会の皆様には、引き続き、職員に温かい励ましの言葉をかけていただければありがたいと思います。今後も、執行部と議会が力を合わせて、町民のため、創意工夫を図っていけば、海田町には輝かしい未来が待っているものと確信しております。私も県に行くにしましても、海田町を応援していきたいというふうに思っております。これまでの間、桑原議長をはじめ、議員の皆様方からいただきました御厚情に衷心より感謝を申し上げますとともに、海田町の今後一層の発展を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

大変、お世話になりました。

○議長（桑原）以上で、副町長の退任の挨拶を終わります。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。平成31年第1回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、税条例の専決処分についてでございますが、今国会に、地方税法等の一部を改正する法律案が提出されております。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がございますので、関係条例の専決処分をさせていただく予定としております。

3月5日から開会のこの定例会におきまして、議員の皆様方には本会議及び予算委員会で、慎重かつ熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚くお礼申し上げます。

審議の過程におきまして、皆様から賜りました御意見や御要望は新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいりますとともに、町民の皆様の安心・安全を守り、サービス向上につながるよう努めてまいります。

以上、閉会に当たりまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本定例会は平成31年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でした。去る3月5日から本日まで、誠に真剣に熱意を持って御審議をいただいたこと、深く敬意を表すものでございます。

執行部に申し上げます。12月定例会に引き続き、本定例会において提出された資料の中で、複数の誤りがあったことについて、議会の混乱を招き得る事案があり、議会としても大変遺憾に感じております。執行部全体が責任を持って提出するよう、強く求め、審議の過程において、議員各位から述べられていました意見や要望が十分反映されますよう、特段の配慮を払われ、昨年の7月豪雨から復旧復興に、そして町政発展のために、なお一層努力されることをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上で、本日の会議を閉じます。これにて、平成31年度第1回海田町議会定例会を閉会いたします。皆様、大変御苦勞様でした。

午前11時02分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年      月      日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員